

財務状況把握の結果概要

北海道財務局融資課

(対象年度: 令和4年度)

◆対象団体

都道府県名	団体名
北海道	新十津川町

◆基本情報

財政力指数	0.19	標準財政規模(百万円)	4,188
R5.1.1人口(人)	6,389	令和4年度職員数(人)	93
面積(Km ²)	495.47	人口千人当たり職員数(人)/R4.1.1	14.6

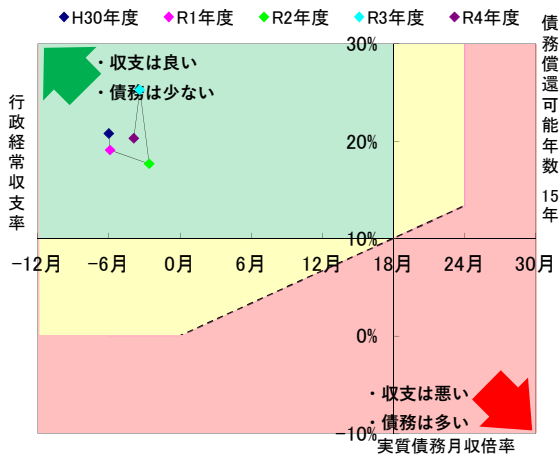
◆国勢調査情報

(単位: 人)

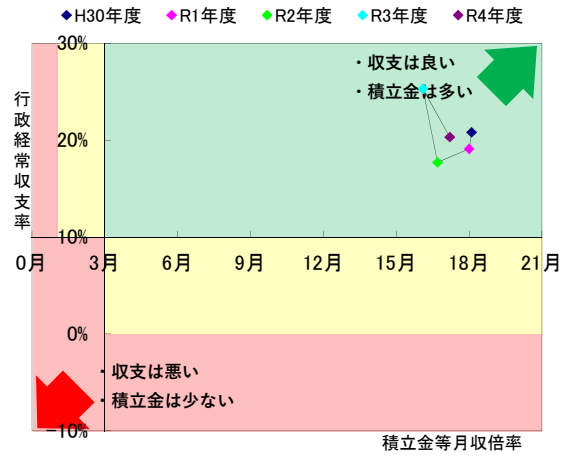
調査年	総人口	年齢別人口構成				産業別人口構成							
		年少人口 (15歳未満)	構成比	生産年齢人口 (15歳~64歳)	構成比	老年人口 (65歳以上)	構成比	第一次産業 就業人口	構成比	第二次産業 就業人口	構成比	第三次産業 就業人口	構成比
H22年	7,249	858	11.8%	3,936	54.3%	2,455	33.9%	969	28.6%	546	16.1%	1,869	55.2%
H27年	6,831	755	11.1%	3,443	50.4%	2,631	38.5%	853	26.9%	481	15.2%	1,832	57.9%
R2年	6,484	719	11.1%	3,099	47.8%	2,666	41.1%	802	25.0%	448	14.0%	1,959	61.0%
R2年	全国平均		11.9%		59.5%		28.6%		3.2%		23.4%		73.4%
	北海道平均		10.7%		57.2%		32.1%		6.3%		16.9%		76.8%

◆ヒアリング等の結果概要

債務償還能力



資金繰り状況



債務高水準	積立低水準	収支低水準	該当なし
【要因】 建設債 債務負担行為に基づく支出予定額 公営企業会計等の資金不足額 実質的な債務 土地開発公社に係る普通会計の負担見込額 第三セクター等に係る普通会計の負担見込額 その他 その他	【要因】 建設投資目的の取崩し 資金繰り目的の取崩し 積立原資が低水準 その他	【要因】 地方税の減少 人件費の増加 物件費の増加 扶助費の増加 補助費等・繰出金の増加 その他	<input checked="" type="checkbox"/>

◆財務指標の経年推移

<財務指標>

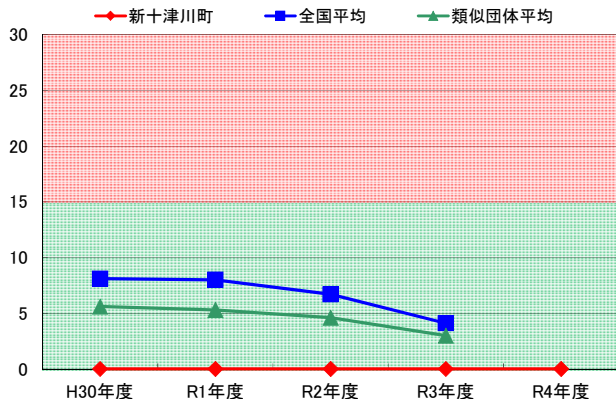
類似団体区分
町村Ⅱ-0

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	類似団体 平均値	全国 平均値	(参考) 北海道 平均値
債務償還可能年数	0.0年	0.0年	0.0年	0.0年	0.0年	3.0年	4.1年	4.4年
実質債務月収倍率	▲ 6.0月	▲ 5.9月	▲ 2.6月	▲ 3.4月	▲ 3.9月	6.4月	6.5月	7.9月
積立金等月収倍率	18.1月	18.0月	16.7月	16.1月	17.2月	9.6月	7.1月	7.5月
行政経常収支率	20.8%	19.1%	17.7%	25.3%	20.3%	17.6%	15.3%	16.9%

※平均値は、いずれもR3年度

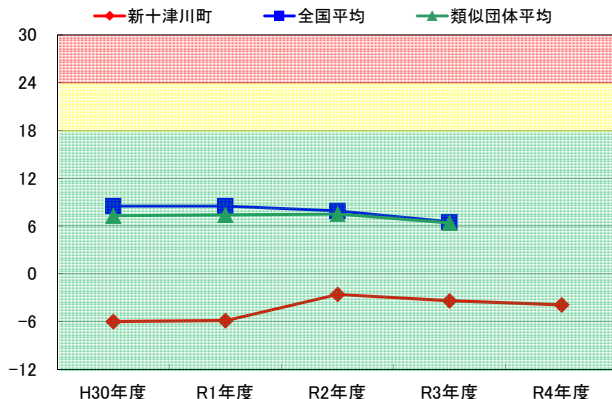
債務償還可能年数5カ年推移

(単位:年)



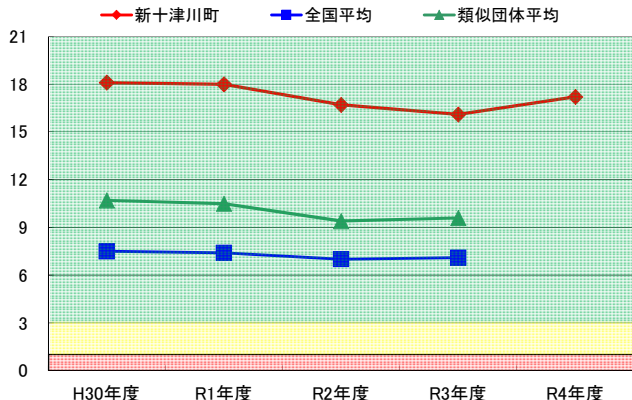
実質債務月収倍率5カ年推移

(単位:月)



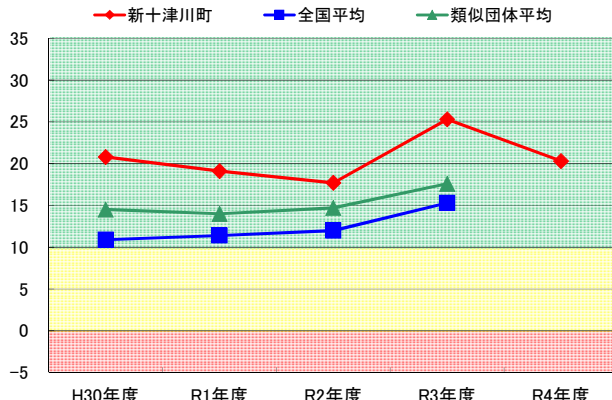
積立金等月収倍率5カ年推移

(単位:月)



行政経常収支率5カ年推移

(単位:%)



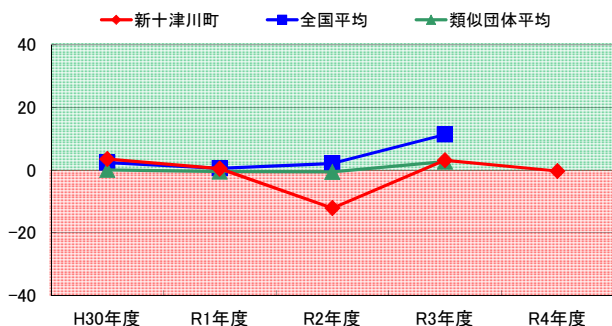
<参考指標>

基礎的財政収支(プライマリー・バランス)5カ年推移

(単位:億円)

健全化判断比率	新十津川町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	-	20.00%	30.00%
実質公債費比率	4.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	-	350.0%	-

(R4年度)



※ 基礎的財政収支 = (歳入 - (地方債 + 繰越金 + 基金取崩)) - (歳出 - (公債費 + 基金積立))
 ※ 基金は財政調整基金及び減債基金 (基金積立には決算剰余金処分による積立額を含まない。)

※1. 各項目の平均値は小数点第2位で四捨五入したものである。

2. グラフ中の「類似団体平均」の類型区分については、R3年度における類型区分である。

3. 各項目の平均値は、各団体のR3年度計数を単純平均したものである。

4. 債務償還可能年数について、分子(実質債務)が0以下となる場合は「0.0年」を表示する。分子(実質債務)が0より大きく、かつ分母(行政経常収支)が0以下となる場合は空白で表示する。

5. 債務償還可能年数における平均値の算出について、分子(実質債務)がマイナスの場合は「0(年・月)」として単純平均している。

また、分母(行政経常収支)がマイナスの場合は集計対象から除外とするが、分子(実質債務)及び分母(行政経常収支)が共にマイナスの場合は「0(年・月)」として単純平均している。

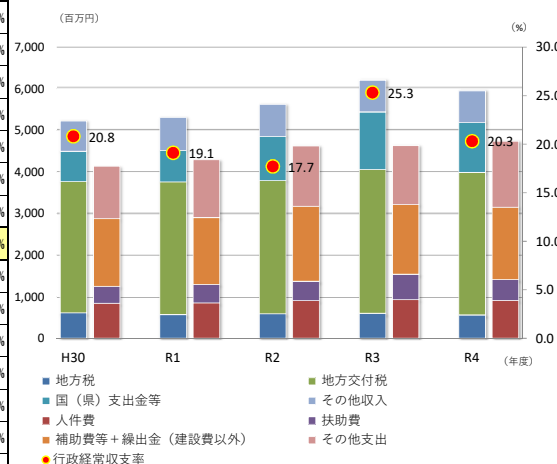
なお、債務償還可能年数が100年以上の団体は集計対象から除外している。

6. 実質債務月収倍率における平均値の算出について、分子(実質債務)がマイナスの場合は「0(年・月)」として単純平均している。

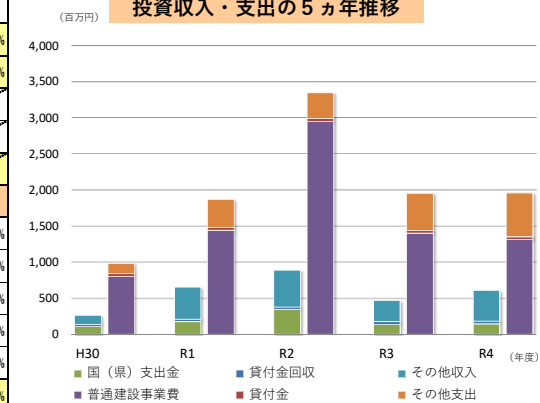
◆行政キャッシュフロー計算書

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	構成比	(百万円)	
							類似団体平均値 (R3年度)	構成比
■行政活動の部■								
地方税	611	569	590	602	563	9.5%	944	14.9%
地方譲与税・交付金	267	269	290	313	315	5.3%	336	5.3%
地方交付税	3,157	3,195	3,202	3,460	3,422	57.5%	3,345	52.7%
国(県)支出金等	724	754	1,062	1,381	1,199	20.2%	1,311	20.7%
分担金及び負担金・寄附金	175	216	176	155	151	2.5%	197	3.1%
使用料・手数料	129	128	129	124	129	2.2%	131	2.1%
事業等収入	160	177	170	170	171	2.9%	78	1.2%
行政経常収入	5,224	5,308	5,619	6,205	5,951	100.0%	6,342	100.0%
人件費	841	851	904	932	913	15.3%	1,188	18.7%
物件費	1,040	1,165	1,122	1,086	1,240	20.8%	1,207	19.0%
維持補修費	185	197	299	310	327	5.5%	146	2.3%
扶助費	413	447	467	610	500	8.4%	772	12.2%
補助費等	1,124	1,098	1,322	1,182	1,260	21.2%	1,268	20.0%
繰出金(建設費以外)	495	505	481	492	482	8.1%	572	9.0%
支払利息 (うち一時借入金利息)	36 (-)	31 (-)	27 (1)	22 (-)	19 (-)	0.3%	27 (0)	0.4%
行政経常支出	4,134	4,293	4,623	4,633	4,740	79.7%	5,179	81.7%
行政経常収支	1,090	1,015	996	1,572	1,210	20.3%	1,163	18.3%
特別収入	11	222	880	203	112		132	
特別支出	62	4	655	-	20		111	
行政収支(A)	1,039	1,232	1,222	1,775	1,303		1,183	
■投資活動の部■								
国(県)支出金	108	175	345	135	143	23.6%	402	33.9%
分担金及び負担金・寄附金	16	0	1	0	0	0.1%	313	26.4%
財産売却収入	28	6	1	26	39	6.4%	30	2.5%
貸付金回収	32	32	34	40	39	6.4%	50	4.2%
基金取崩	79	440	507	266	386	63.6%	392	33.0%
投資収入	264	653	887	467	607	100.0%	1,187	100.0%
普通建設事業費	797	1,439	2,947	1,399	1,311	216.0%	1,434	120.8%
繰出金(建設費)	7	0	1	-	-	0.0%	11	0.9%
投資及び出資金	10	-	-	-	-	0.0%	36	3.0%
貸付金	42	45	43	38	40	6.6%	52	4.4%
基金積立	128	382	356	514	609	100.2%	589	49.6%
投資支出	984	1,866	3,347	1,951	1,960	322.8%	2,122	178.8%
投資収支	▲720	▲1,213	▲2,460	▲1,485	▲1,353	▲222.8%	▲935	▲78.8%
■財務活動の部■								
地方債 (うち臨財債等)	634 (155)	962 (111)	2,294 (109)	1,026 (99)	974 (35)	100.0%	871 (138)	100.0%
翌年度繰上充用金	-	-	-	-	-	0.0%	-	0.0%
財務収入	634	962	2,294	1,026	974	100.0%	871	100.0%
元金償還額 (うち臨財債等)	953 (390)	863 (241)	1,035 (169)	1,069 (107)	968 (108)	99.4%	862 (237)	99.0%
前年度繰上充用金	-	-	-	-	-	0.0%	-	0.0%
財務支出(B)	953	863	1,035	1,069	968	99.4%	862	99.0%
財務収支	▲319	99	1,259	▲43	6	0.6%	9	1.0%
収支合計	1	118	21	247	▲44		258	
償還後行政収支(A-B)	87	369	187	706	335		322	
■参考■								
実質債務 (うち地方債現在高)	▲2,647 (5,251)	▲2,614 (5,350)	▲1,231 (6,609)	▲1,778 (6,567)	▲1,939 (6,572)		2,875 (7,930)	
積立金等残高	7,898	7,965	7,841	8,345	8,531		5,107	

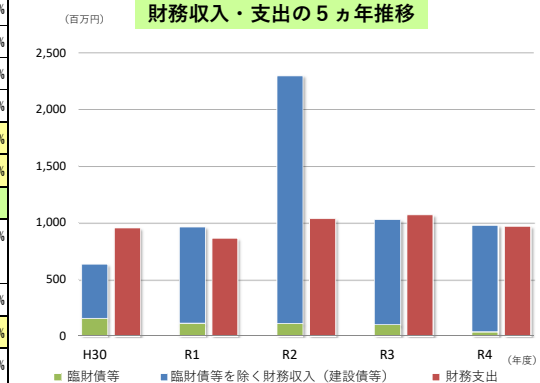
行政経常収入・支出の5ヵ年推移



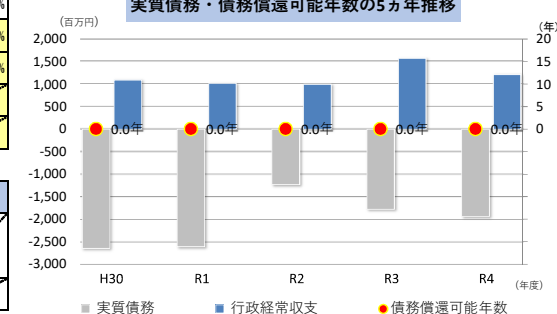
投資収入・支出の5ヵ年推移



財務収入・支出の5ヵ年推移



実質債務・債務償還可能年数の5ヵ年推移



※類似団体平均値は、各団体のR3年度計数を単純平均したものである。

◆ヒアリングを踏まえた総合評価

1. 債務償還能力について

債務償還能力の評価については、債務償還可能年数及び債務償還可能年数を構成する実質債務月収倍率と行政経常収支率を利用して、ストック面(債務の水準)及びフロー面(償還原資の獲得状況)の両面から行っている。

【診断結果】

債務償還能力は、留意すべき状況にないと考えられる。

①ストック面(債務の水準)

債務の水準を示す実質債務月収倍率は、令和4年度(診断対象年度)では▲3.9月と当方の診断基準(18月)を大きく下回っていることから債務高水準の状況にはない。
 なお、令和3年度の実質債務月収倍率▲3.4月は、類似団体平均6.4月を下回っている。

②フロー面(償還原資の獲得状況(=経常的な資金繰りの余裕度))

償還原資の獲得状況を示す行政経常収支率は、令和4年度では20.3%と、当方の診断基準(10%)を上回っており収支低水準の状況にはない。
 なお、令和3年度の行政経常収支率25.3%は、類似団体平均17.6%を上回っている。

※債務償還可能年数

令和4年度の実質債務は無い状況であり、債務償還可能年数は0.0年となり当方の診断基準(15年)に該当しない。
 なお、令和3年度の債務償還可能年数0.0年は、類似団体平均3.0年を下回っている。

2. 資金繰り状況について

資金繰り状況の評価については、積立金等月収倍率と行政経常収支率を利用して、ストック面(資金繰り余力としての積立金等の水準)及びフロー面(経常的な資金繰りの余裕度)の両面から行っている。

【診断結果】

資金繰り状況は、留意すべき状況にないと考えられる。

①ストック面(資金繰り余力としての積立金等の水準)

資金繰り余力の水準を示す積立金等月収倍率は令和4年度では17.2月と当方の診断基準(3月)を上回っていることから積立低水準の状況にはない。
 なお、令和3年度の積立金等月収倍率16.1月は、類似団体平均9.6月を上回っている。

②フロー面(経常的な資金繰りの余裕度)

「1. 債務償還能力について ②フロー面」に記載のとおり、収支低水準の状況にはない。

●財務指標の経年推移

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	類似団体平均値 (R3年度)
債務償還可能年数	0.0年	0.0年	0.0年	0.0年	0.0年	0.0年	0.0年	0.0年	0.0年	0.0年	3.0年
実質債務月収倍率	▲1.8月	▲1.5月	▲3.6月	▲5.1月	▲5.7月	▲6.0月	▲5.9月	▲2.6月	▲3.4月	▲3.9月	6.4月
積立金等月収倍率	14.2月	15.2月	15.3月	17.2月	18.7月	18.1月	18.0月	16.7月	16.1月	17.2月	9.6月
行政経常収支率	29.5%	27.1%	25.4%	23.3%	13.6%	20.8%	19.1%	17.7%	25.3%	20.3%	17.6%

※「参考1 診断基準」のとおり、債務高水準、積立低水準、収支低水準となっている場合は、赤色で表示。
 診断基準には、該当しないものの、診断基準の定義②のうち一つの指標に該当している場合は、黄色で表示。

参考1 診断基準

財務上の留意点	定義
債務高水準	①実質債務月収倍率24ヶ月以上 ②実質債務月収倍率18ヶ月以上かつ 債務償還可能年数15年以上
積立低水準	①積立金等月収倍率1ヶ月未満 ②積立金等月収倍率3ヶ月未満かつ 行政経常収支率10%未満
収支低水準	①行政経常収支率0%以下 ②行政経常収支率10%未満かつ 債務償還可能年数15年以上

参考2 財務指標の算式

- 債務償還可能年数=実質債務/行政経常収支
- 実質債務月収倍率=実質債務/(行政経常収入/12)
- 積立金等月収倍率=積立金等/(行政経常収入/12)
- 行政経常収支率=行政経常収支/行政経常収入

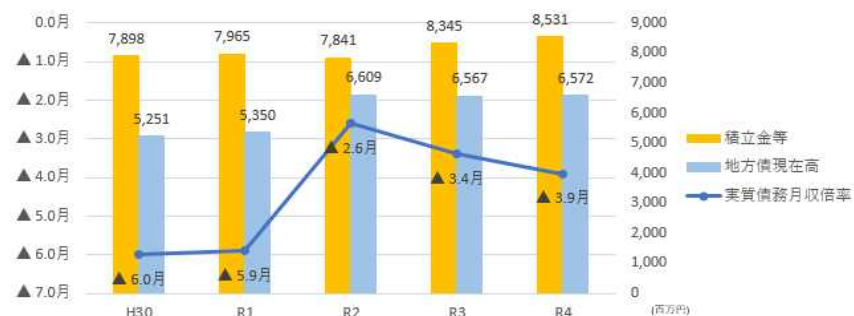
※実質債務=地方債現在高+有利子負債相当額-積立金等
 有利子負債相当額=債務負担行為支出予定額+公営企業会計等資金不足額等
 積立金等=現金預金+その他特定目的基金
 現金預金=歳計現金+財政調整基金+減債基金

3. 財務の健全性等に関する事項

【債務系統】

○直近5年間債務高水準となっていない理由・背景

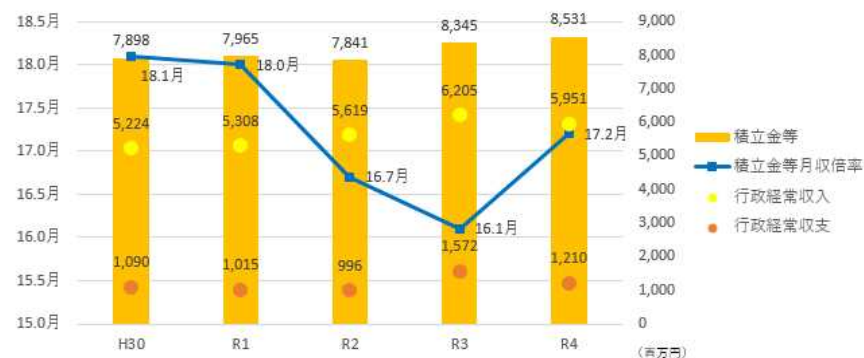
平成30年度以降、実質債務月収倍率はマイナスと実質債務が無い状況であり、当方の診断基準(18月)を大きく下回っていることから債務高水準となっていない。主な要因は、平成17~26年度に集中的に取り組んだ「集中改革プラン」等に基づいた行財政改革により積立金等残高および行政経常収支を確保し、継続して積立金等残高が地方債現在高を上回ってきたことによる。



【積立系統】

○直近5年間積立低水準となっていない理由・背景

平成30年度以降、積立金等月収倍率は当方の診断基準(3月)を上回っていることから積立低水準となっていない。主な要因は、上記【債務系統】に記載の通り、一定程度の積立金等残高が確保されてきたことによる。



【収支系統】

○直近5年間収支低水準となっていない理由・背景

平成30年度以降、行政経常収支率は当方の診断基準(10%)を上回っていることから収支低水準となっていない。主な要因は、地方交付税が行政経常収入の約6割程度を占めてきたことに加え、転入者の増加を回り人口減少による地方税等の減収を抑制し、行政経常収支が一定程度確保されてきたことによる。



【今後の見通し】

○ 収支計画…無

当町は収支計画を作成していないことから、ヒアリングにより下記の内容を確認した結果、4指標の見通しは以下の表のとおりとなった。

指標	R4年度	R9年度の見通し	備考
債務償還可能年数	0.0年	0.0年となる見通し	積立金等残高が地方債現在高を上回り実質債務が無い状況が継続する見込みであるため
実質債務月収倍率	▲3.9月	0.0月を下回る見通し	積立金等残高が地方債現在高を上回り実質債務がない状況が継続する見込みであるため
積立金等月収倍率	17.2月	横這い若しくは上昇（更に改善）	積立金等残高は同水準を維持する見込みであり、引き続き3.0月を上回る見通し
行政経常収支率	20.3%	低下（悪化）	行政経常支出の増加が見込まれるものの、引き続き10.0%を上回る見通し

○債務償還能力の見通し

▽債務償還能力の見通し

・ストック面（債務の水準）

地方債現在高：庁舎建設事業等の大規模な建設事業が一段落し、今後は減少する見通しである。

積立金等残高：財政調整基金は今後も標準財政規模の15～18%を確保することとしており、減債基金は引き続き現在の水準を維持する見通し。その他特定目的基金は、庁舎建設基金等について今後新たな積立はないものの公共施設整備基金等の積立予定があることから横這いとなり、積立金等残高は現在の水準を維持する見通しである。

行政経常収入：国（県）支出金等はコロナ禍関連の交付金が無くなるため減少する見通し。行政経常収入の約6割を占める地方交付税について、令和7年度以降は不透明としつつも令和6年度までは物価上昇の影響により増加する見込みとしており、今後の行政経常収入全体については横這い若しくは減少の見通し。

以上により、将来の実質債務月収倍率は現状より低下し、債務高水準とはならない見通しである。

・フロー面（償還原資の獲得状況）

行政経常収入：前述のとおり横這い若しくは減少を見込んでいる。

行政経常支出：令和5年度以降は補助費等及び扶助費が減少する見通しであるものの、原油価格や労務単価上昇等の影響から物件費が上昇し、行政経常支出全体として増加する見通しとしている。

行政経常収支：前述のとおり行政経常収入は横ばい若しくは減少が見込まれ、行政経常支出は増加する見通しであることから、行政経常収支は減少する見通し。

以上により、行政経常収支率は低下する見通しである。

▽資金繰り状況の見通し

・ストック面（資金繰り余力の水準）

前述のとおり、積立金等残高は横ばいとなり行政経常収入は横ばい若しくは減少する見通しである。

以上により、将来の積立金等月収倍率は現状から横這い若しくは上昇し、積立低水準とはならない見通し。

・フロー面（経常的な資金繰りの余裕度）

前述のとおり、行政経常収入は横ばい若しくは減少し行政経常収支は減少する見通しである。

前述のとおり、行政経常収支率は低下する見通しである。

【その他の留意点】

○財務状況について

貴町は過年度の行財政改革の取組等による積立金等残高および行政経常収支の確保を背景に、過去10年にわたり一貫して実質債務が無い状況を維持しており、診断対象年度である令和4年度において、債務償還能力および資金繰り状況について留意すべき状況にはなっていない。令和9年度における将来見通しについて、具体的な数値は示されていないものの留意すべき状況とはならない見通しとしている。

貴町では、これまでも計画的に地方債の発行と基金の積立を行ってきた。庁舎建設事業等により令和2年度をピークとして地方債発行額が増加したものの、大規模な投資事業が終了したことから、地方債現在高は、今後、減少傾向となる見通しとしている。積立金等残高についても、地方債現在高を上回る残高を確保してきたことにより実質債務が無い状況を継続しており、今後もこの状況は続くとしている。

このような安定した財政基盤を背景に長期間にわたり計画的な行財政を行ってきた貴町では、生産年齢人口の減少による歳入面への影響を考慮し人口減少抑制策に取り組んでいる。子育て世帯の定住を推進することで転入増加等を図るとして、住宅取得助成による定住支援策とともに、子育て支援や教育の充実に力を入れている。定住支援策は見直しを重ねて平成27年から継続しており、子育て支援や教育の充実にしても、子育て世帯に対する町内消費に10%のポイントが付与されるポイントカード交付のほか、小学校の教科担任制の導入や小中学校への臨時講師配置等の手厚い教育体制の構築に加え、北海道の団体としては早い段階で文部科学省の指針に沿って冷房設備を設置し学習環境を整える等、様々な取組を行っている。令和2年国勢調査においては、全国平均、北海道平均共に平成27年(前回調査)より年少人口の構成比が低下するなか、貴町では前回調査と同水準を維持し北海道平均を上回った。また、令和元年から3年連続で転入が転出を上回り、令和元年度から3年間にわたり地方税が増収となる等、人口減少を要因とする地方税減収の抑制に繋がったと考えられる。

一方で、人口減少や急激な物価高騰、2030年まで順次実施予定のゼロカーボン推進に係る起債の実質公債費比率や将来負担比率への影響等を鑑み、財政状況が大きく変化した際に策定するとしてきた収支計画を今年度中に策定予定としている。今後も起債と償還のバランスに留意するとともに、新たに策定される収支計画の下、安定した財政運営の継続を期待する。

○農業の維持と発展促進について

貴町では、基幹産業である農業の維持・振興のため積極的にスマート農業を推進している。農業用ドローンや自動操舵システム等のスマート農業機械の導入支援を平成30から令和4年度まで実施し、令和5年度以降も補助内容を見直したうえで継続している。「第2期新十津川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における重要業績評価指標の一つである「自動運転作業機の導入台数」においては、最終年度(令和8年度)の目標値が累計30台のところ計画1年目の令和4年度に23台を導入しており着実な進捗がみられる。「新十津川町第6次総合計画」の成果指標の一つである「新規就農者数」について令和4年度実績が19名と目標の15名を上回ったこと等から、スマート農業導入支援は担い手の確保にも通じることがうかがえる。

また、令和元年から2年間にわたり農林水産省の「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」に参加し、スマート農業が労働時間短縮等の効率化や米の品質向上による収益増加に資すること等を実証した。このプロジェクト終了後も本実証で得た知見を基に令和3年から2年間、貴町として「高品質・良食味米プロジェクト」事業を起ち上げスマート農業による品質・収量の向上効果を実証すると共に、プロジェクト成果等の情報発信やスマート農業機械現地見学など外部からの視察の受け入れに加え、中学校の授業でスマート農業機械の試乗会を行う等、スマート農業を通じた情報発信や次世代の教育にも力を入れている。

このほか、北海道における酒米の作付面積の約3割を占める貴町は、日本酒を造る過程でできる酒米粉の有効利用について、令和2年度に酒米粉を原料とした加工品の製造方法に関わる特許を取得し、「しんとつかわお米シロップ」を製造、販売。そのシロップを入れたパンの給食提供やシロップを利用したレシピの公開等、貴町の酒米について町内外へ発信するツールとして活用する等の独自の取組も行っている。

これらの取組が貴町農業の発展を促し、町財政へ好影響を与えることに期待したい。

●計数補正

債務償還能力及び資金繰り状況を評価するにあたっては、ヒアリングを踏まえ、以下の計数補正を行っている。

No.	補正科目	理由
1	財政調整基金／残高	北海道市町村備考資金組合納付金の年度末残高(超過額)は、取崩しに制限がなく換価性に問題がないため、財政調整基金への増額補正を行った。
2	分担金及び負担金・寄附金／投資収入	ふるさと納税は経常的収入と認められるため、分担金及び負担金・寄附金／行政収入へ振替補正を行った。
3	分担金及び負担金・寄附金／行政収入	ふるさと納税は経常的収入と認められるため、分担金及び負担金・寄附金／投資収入から振替補正を行った。
4	国(県)支出金等(国庫支出金)	特別定額給付金給付事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症に伴う支援策に係る臨時的就業増進費等収入であるため、行政特別収入へ振替補正を行った。
5	行政特別収入(その他)	特別定額給付金給付事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症に伴う支援策に係る臨時的就業増進費等収入であるため、国(県)支出金等から振替補正を行った。
6	補助費等(その他)	特別定額給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症に伴う支援策に係る臨時的就業増進費等支出であるため、行政特別支出へ振替補正を行った。
7	行政特別支出(その他)	特別定額給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症に伴う支援策に係る臨時的就業増進費等支出であるため、補助費等から振替補正を行った。
8	基金取崩(借入金の繰入)	令和元年度に計上について、団体より誤計上との回答があったため、行政特別収入(誤差)へ振替補正を行った。
9	行政特別収入(誤差)	令和元年度の計上について、団体より誤計上との回答があったため、基金取崩(借入金の繰入)から振替補正を行った。

○財務指標への影響

財務指標	年度	計数補正前	計数補正後
実質債務月収倍率	R4	▲1.5月	▲3.9月
	R3	▲1.1月	▲3.4月
	R2	▲0.1月	▲2.6月
	R1	▲3.4月	▲5.9月
	H30	▲3.5月	▲6.0月
積立金等月収倍率	R4	15.0月	17.2月
	R3	14.1月	16.1月
	R2	13.0月	16.7月
	R1	15.8月	18.0月
	H30	15.8月	18.1月
行政経常収支率	R4	19.1%	20.3%
	R3	24.1%	25.3%
	R2	14.3%	17.7%
	R1	16.7%	19.1%
	H30	19.2%	20.8%